第４　ＪＡＬ企業年金基金の債権に関する特則

１　権利の変更

別表11―４記載の債権は、『第１章、第３節、第２、５、⑴』記載の年金給付額の減額改定との整合から、以下のとおりの権利の変更を行う。

⑴　更生計画認可決定日の翌日に、ＪＡＬ企業年金基金に対する支払掛金にかかる第１年金（会社負担分）の掛金率を49‰から43‰に変更する。

⑵　更生計画認可決定日の翌日に、ＪＡＬ企業年金基金に対する支払掛金にかかる特別掛金の掛金率を196‰から161‰に変更する。

２　弁済方法

⑴　更生計画認可決定日に弁済期が到来している掛金

更生計画認可決定日から３か月以内に一括弁済する。

⑵　更生計画認可決定日に弁済期が到来していない掛金

別表12―１「第２、２」記載のとおり支払う。

３　権利変更に関する補足説明

ＪＡＬＩのＪＡＬ企業年金基金に対する債務である未償却過去勤務債務残高（基金財政における特別掛金収入現価）は、平成22年３月25日を基準日とする試算では、⑴掛金算出の前提である予定利率を現行の年4.5％から年1.5％に引き下げたことにより約1,750億円増加するが、⑵１の権利変更を受けることにより、⑴による増加後の未償却過去勤務債務残高は、約2,210億円減少する（削減率約67％）。

これらの予定利率の変更および権利変更の結果、未償却過去勤務債務残高は、本更生計画による権利変更前と比較して、約460億円減少する（削減率約30％）

第５　国内社債権の弁済方法に関する特則

別表11―３記載の国内社債権は、更生計画認可決定日から３か月以内に一括弁済する。

第５節　弁済に関するその他の事項

１　弁済・納付の場所等

本更生計画による弁済は、弁済時における更生３社各社の本店において行う。

ただし、管財人は、更生債権者等が書面にて日本国内の預貯金口座への振込送金による弁済を希望する場合には、当該口座へ振込む方法によって弁済を行う。この場合、振込手数料は更生３社各社の負担とする。

弁済日が銀行等の休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

２　更生債権等の放棄、取下げの扱い

更生債権等の一部の放棄または取下げがなされたときは、本更生計画の権利の変更および弁済方法の定めは、残債権額を基準として適用する。

３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生担保権・更生債権の譲渡または移転がなされたときは、本更生計画の権利の変更および弁済方法の定めは、譲渡または移転前の債権額を基準として適用する。

なお、一部譲渡または一部移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額で按分して免除額を負担する。

４　弁済控除

弁済許可等に基づき、更生債権等の一部の支払いがなされている場合には、本更生計画に基づく弁済から、支払額を控除する。

５　端数処理

更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満（外貨建債権の場合は次項の表中「最小流通通貨」欄記載の単位未満）の端数は、これを切り捨て処理する。

また、均等分割弁済で生じる端数は、第１回弁済ないし第６回弁済においては切り捨て、第７回弁済時に加算する。

６　外貨建債権の弁済

外貨建債権については、権利変更後の金額を、管財人の選択に従い、当該外貨または更生手続開始決定日のレートとして以下に記載したレート（省略）により換算した円貨で、本更生計画の定めを適用し弁済を行う。

換算後に生じる１円未満の端数は、これを切り捨て処理する。

７　利息および損害金

本更生計画の定めに基づく期限内弁済については、利息および損害金を付さない。

第５章　未確定更生債権等の措置

第１　係属中の更生債権査定申立等

１　受継申立てがされた更生債権

管財人は、別表14―１記載の更生債権に関し、同表の「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、中断中の訴訟手続について受継の申立てがなされ、現在係属中である。

２　更生債権等査定申立てがされた更生債権等

管財人は、別表13および別表14―２記載の更生債権等に関し、同表の「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権等査定の申立てがなされ、現在係属中である。

３　未確定更生債権等の総額

⑴　更生担保権

金2,269,092,251円

⑵　更生債権

・金632,563,432円
・金1,908,261.21米ドル
・金243,927.74英ポンド
・金662,543.00香港ドル
および額未定

第２　未確定更生債権等の措置

１　未確定更生担保権

別表13記載の債権者について、当該債権者の未確定更生債権等が確定したときは、更生担保権として確定した額については『第４章、第２節』の定めを、更生債権として確定した額については『第４章、第４節』の定めをそれぞれ適用する。この場合において、既に弁済期が経過していた分割金の未払額があるときは、その額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

２　未確定更生債権

別表14―１および２記載の債権者について、当該債権者の未確定更生債権が確定したときは、更生債権として確定した額につき、『第４章、第４節』の定めを適用する。この場合において、既に弁済期が経過していた分割金の未払額があるときは、その額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

第６章　担保権等の措置

第１節　担保権の処理

第１　存続する担保権

１　継続保有物件等

別表15―１ないし５、別表15―７および８ならびに別表17記載の更生担保権は、更生計画認可決定後も各別表の「確定更生担保権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで、従前の地位により存続する。

２　処分対象物件

別表16―１ないし７記載の更生担保権は、更生計画認可決定後も各別表の「確定更生担保権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで、従前の地位により存続する。

ただし、『第４章、第２節、第２』の定めに基づき、管財人が裁判所の許可を得て締結した売買契約または委託販売契約の実行時には、当該更生担保権は消滅する。

この場合、当該担保権にかかる担保権者は、管財人の事前の書面による要請に応じて、当該売買契約または委託販売契約締結日までに、担保権抹消登記手続その他担保権の抹消に必要な一切の書類を交付する。

３　リース物件に対する担保権

別表15―６記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定後も同表の「確定更生担保権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで存続する。

リースにかかる担保権は、『第４章、第２節、第１、２』の定めに基づき弁済が終了したときに消滅する。

第２　存続しない担保権

別表15ないし17記載の担保権を除き、更生３社の財産の上に設定された全ての担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。